

9 その他

(1) 千葉県経済に占める水産業の地位

		農林水産業		第 2 次 産 業	第 3 次 産 業		計
		う ち 水産業					
経済活動別 県内総生産  (令和2年度)	額  (億円)	1,868	128	53,110	152,100	輸入品の 税—総資 本形成に かかる消 費税  678	207,756
	構成比  (%)	0.9	0.1	25.6	73.2	0.3	100.0
産業別就業者 (15歳以上就業者)  (令和2年)	就業者数  (千人)	69	3	527	2,167	分類不能 の産業  99	2,862
	構成比  (%)	2.4	0.1	18.4	75.7	3.5	100.0

資料：令和2年度千葉県県民経済計算、令和2年国勢調査

注：構成比の数値は、少数点第2位以下を四捨五入し表示しているため、表示する値の合計が100%にならない場合もある。

## (2) 千葉県の年間延べ遊漁者数(平成20年)

延 べ 遊 漁 者 数	458千人
業 者 数	710
1 業 者 当 たり 遊 漁 者 数	646人

資料：水産庁「平成20年度遊漁採捕量調査報告書」

\*調査対象は、海面において船釣り（遊漁船を使用し、船上において釣りにより遊漁者に魚類などを採捕させる行為をいい、瀬渡し、防波堤渡し、いかだ渡し等は含まない。）による遊漁船業を営んだ業者。

## (3) 遊漁船業の適正化に関する法律に基づく登録状況

令和5年3月31日現在

管 轄 区 分	業者数 (業者)	遊漁船隻数 (隻)
水産課管内（松戸・浦安市～富津市）	104	185
館山水産事務所管内（富津市～鴨川市）	153	192
勝浦水産事務所管内（勝浦市～白子町）	110	119
銚子水産事務所管内（大網白里市～銚子市）	47	64
県 計	414	560

(4) 主要県における年間遊漁者数・案内業者数・案内隻数(平成20年)

順位	県名	年間延べ遊漁者数	遊漁案内業者数	1業者当たり年間案内隻数
		千人	業者	隻・日
	全 国	3,973	15,400	52
1	神 奈 川	645	590	165
2	千 葉	458	710	129
3	兵 庫	248	323	109
4	北 海 道	219	1,610	21
5	宮 城	197	932	35

資料：水産庁「平成20年度遊漁採捕量調査報告書」

\*調査対象は、海面において船釣り（遊漁船を使用し、船上において釣りにより遊漁者に魚類などを採捕させる行為をいい、瀬渡し、防波堤渡し、いかだ渡し等は含まない。）による遊漁船業を営んだ業者。

# (5) 千葉県水産振興審議会海面利用調整部会推奨ルール一覧表

令和5年8月1日現在

地区名	内 容	地区名	内 容
① 浦安 ～富津	1 遊漁船業者は、のり漁業者の操業に妨げとなるのり養殖施設並びに施設付近に利用者を案内しないこと。 2 大佐和、天羽地先では、タイ釣りにまき餌を使用しない。	⑧ 和田 (南房総市)	1 遊漁の操業に際し、漁業者の固まりより一定の間隔を空け、漁業者の操業を妨害するような操業をしてはならない。 2 遊漁を営む時間は次のとおりとする。 (1)出港時間 夜明け (2)入港時間 13時(漁場終了) ただし、アジ釣り、赤イカ釣りに限り午後5時の遊漁を営むことができる。 3 休業日は漁業者と同じく漁協の規定(第1、第3土曜日、盆、正月及び地元の祭礼日等)に従うものとする。
② 天羽 (富津市)	西根※を中心とする半径0.5マイルの海域では、オキアミ、アミコマセ、ミンチを使用するまき餌釣りは禁止する。 ※西根の緯度経度 (日本測地系)北緯 35° 10.668'、東経 139° 46.800' (世界測地系)北緯 35° 10.866'、東経 139° 46.607'	⑨ 江見 (鴨川市)	1 遊漁船のまき餌は6時～12時までの時間規制をする。 2 遊漁船のイワシ生き餌釣りは、全面禁止とする。
③ 船形 (館山市)	1 休業日は、基本的に毎月第1土曜日、正月、お盆及び地元の祭礼とする。 2 利用者が次の体長の魚類を採捕した場合、必ず再放流させること。 (1)全長20センチメートル以下のマダイ (2)全長30センチメートル以下のヒラメ	⑩ 吉浦・天面 (鴨川市) ⑪ 大海 (鴨川市)	遊漁船の生き餌釣りは、全面禁止とする。  遊漁船は、5月1日～9月30日まで、イワシ生き餌釣りは、禁止とする。
④ 西岬 (館山市)	1 休業日は、基本的に毎月第4水曜日及び正月・お盆・お祭とすること。 2 ヒラメを対象とした操業については、期間を11月1日から翌年4月30日までとする。なお、毎年継続してヒラメ稚魚を放流している場所は禁漁とすること。 3 利用客が次の体長の魚類を採捕した場合は、必ず再放流をさせること。 (1)全長20センチメートル以下のマダイ (2)全長30センチメートル以下のヒラメ 4 次の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域内におけるマダイ釣りにおいては、1月から6月の期間、オキアミコマセ釣りは禁止する。 ア 北緯34° 58.499'、東経139° 46.006'の点 イ 北緯34° 59.306'、東経139° 45.903'の点 ウ 北緯34° 59.231'、東経139° 44.062'の点 エ 北緯34° 57.625'、東経139° 43.947'の点 オ 北緯34° 57.925'、東経139° 45.210'の点 (注)緯度、経度は世界測地系	⑫ 小湊 (鴨川市)	次の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域内における船舶(無動力船を含む)によるまき餌釣りは禁止。 ア 漁業権基点南73号 (鴨川市と勝浦市との境界付近に設置した標柱) イ 北緯35° 06.277'、東経140° 12.784'の点 ウ 北緯35° 06.218'、東経140° 12.534'の点 エ 北緯35° 06.207'、東経140° 12.049'の点 オ 北緯35° 06.651'、東経140° 11.106'の点 カ 漁業権基点南72号の3 (鴨川市内浦字寄浦1番地に設置した標柱(第3標柱)) (注)緯度、経度は世界測地系
⑤ 相浜・布良 (館山市)	1 休業日は、基本的に毎月第4水曜日とする。 2 ヒラメを対象とした操業については、期間を11月1日から翌年4月30日までとする。 3 1月から6月末まで、沖アミ禁止。 4 利用客が次の体長の魚類を採捕した場合は、再放流とする。 マダイ 全長20センチメートル以下 ヒラメ 全長30センチメートル以下	⑬ 沿岸小型漁船 (鴨川市～御宿町)	キンメ場及び大高根への遊漁船の入漁禁止。ただし、大陸棚が浅でのキンメダイ以外を目的とする釣りは除く。
⑥ 白浜 (南房総市)	1 釣り船は、第2水曜日と第4水曜日を定休日とする。 2 コマセ籠はしまでとする。	⑭ 新勝浦 (勝浦市)	新勝浦市漁業協同組合川津支所地先海面のまき餌禁止区域におけるルアー釣船の操業は午前8時からとする。
⑦ 千倉 (南房総市)	1 休業日は、毎月第2・第4の水曜日及び元旦とすること。 2 操業時間は、日の出から日没までとすること。 3 ヒラメ及びアコウダイを対象とした操業については、期間を11月1日から翌年5月31日までとする。 4 利用客が次の大きさの魚類を採捕した場合、必ず再放流させること。 (1)全長20センチメートル以下のマダイ (2)全長22センチメートル以下のキンメダイ (3)全長30センチメートル以下のヒラメ	⑮ 御宿岩和田 (御宿町)	遊漁船の真潮根操業については、操業時間を8時30分から11時30分とする。
		⑯ 夷隅東部 (いすみ市)	1 遊漁を営む日の出入港時間は原則として次のとおりとする。 (1)出港時間 午前4時 (2)入港時間 午前12時 ただし、午後5時の遊漁は午後8時までに入港するものとする。 2 休漁日は、毎月第1月曜日と第3月曜日とする。 3 イサキについては、4月1日～9月30日。午前5時～午前11時まで(午後は禁止)。 イサキに限りアミのコマセを使用可。イワシ、サンマのミンチ、オキアミのまき餌は、漁業、遊漁とも禁止。 操業海区の制限は共同漁業権の範囲内。 4 ヒラメは10月1日～5月6日。 操業時間は午前5時30分～午前12時まで(10月から11月末日)、午前6時～午前12時まで(12月から5月6日)。 午後は禁止。操業海区の制限、禁漁区がある。 5 フグは、9月1日～3月31日及び5月1日～5月6日。午前12時まで(午後は禁止)。尾数制限あり。 6 イカ、キンメダイは勝浦地区(千葉県沿岸小型漁船漁業協同組合)の規則に従う。(休漁日は異なる) 7 5月7日～9月30日まで、生き餌釣りは、禁止とする。

〔お問い合わせ先〕 千葉県農林水産部水産局水産課漁業調整班 (043-223-3042)

銚子水産事務所(0479-22-8397) 館山水産事務所 (0470-22-5761)

勝浦水産事務所(0470-73-0108) 千葉海区漁業調整委員会 (043-223-3745)

詳細は、URLまたはQRコードから千葉県ホームページをご確認ください。

「千葉県海面における遊漁のルールについて」 URL : <http://www.pref.chiba.lg.jp/suisan/makiesha.html>



## (6) 船釣りをする遊漁者の皆さんへ

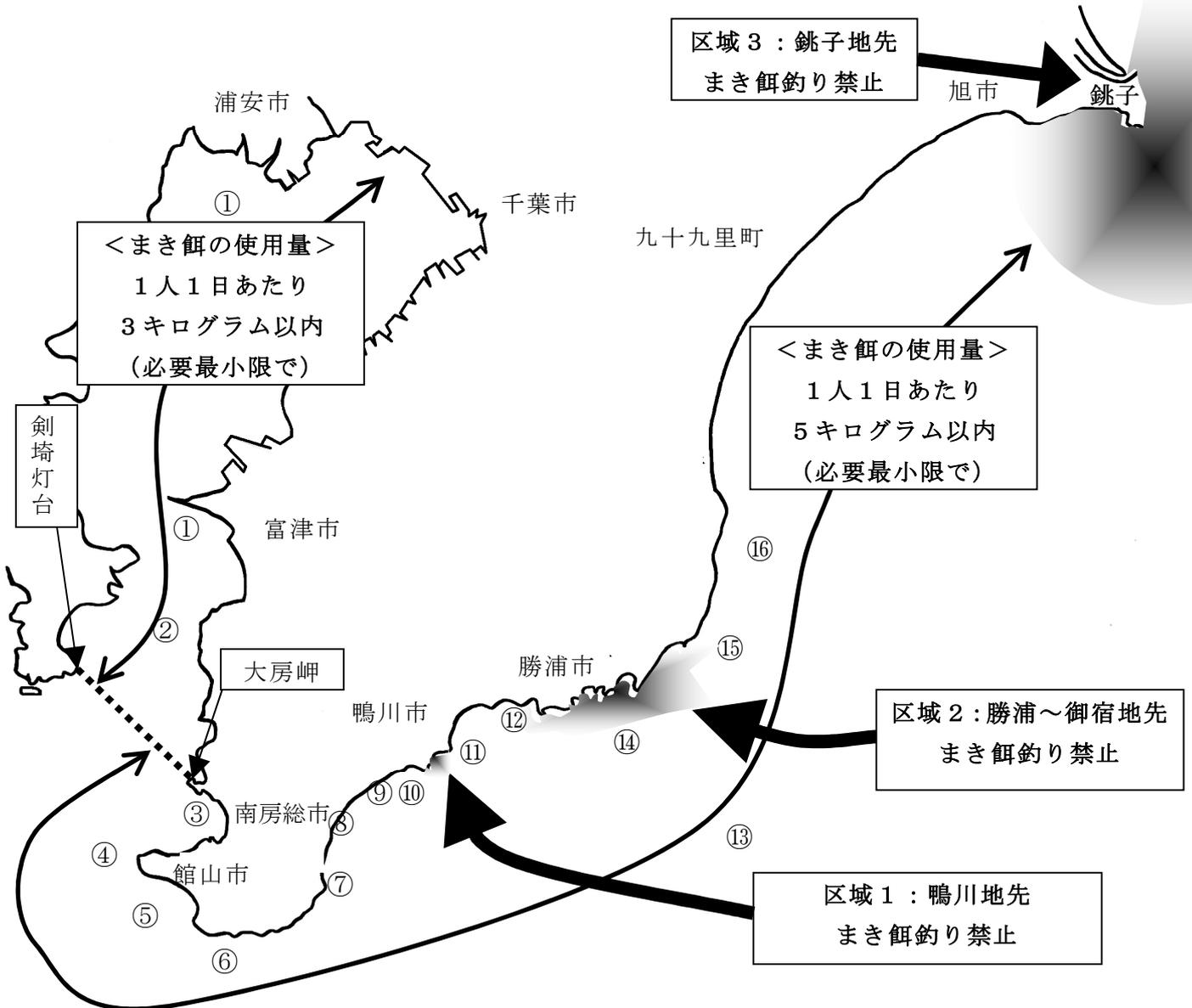
千葉県では、遊漁者のまき餌釣りについて、「千葉海区漁業調整委員会指示」と「千葉県水産振興審議会海面利用調整部会（旧千葉県海面利用協議会）推奨ルール」の2つのルールで漁場の秩序維持を図っています。

### <千葉海区漁業調整委員会指示>

区域1、2及び3では、船舶を使用する遊漁のまき餌釣りは禁止されています。その他の区域でも、東京湾内と、それ以外の区域に分けて、下図のとおり、使用量の制限があります。

### <千葉県水産振興審議会海面利用調整部会（旧千葉県海面利用協議会）推奨ルール>

①から⑯の地区では、遊漁をする際の具体的なルールがあります。（裏面）



**！ 安全のために、救命胴衣を着て、乗船しましょう。**

**！ 漁業者の網に、切れた釣り針等がからまり、漁業者のけがや網の破損被害が発生しています。残ったまき餌や釣り糸、針は各自持ち帰り、海をきれいに保ちましょう。**

「千葉県海面における遊漁のまき餌釣りルールについて」のホームページ

<http://www.pref.chiba.lg.jp/suisan/makiesa.html>

## (7) 遊漁者の皆さんへ

### ○ まき餌を使った陸釣りのルール

船舶を使用しないで遊漁のまき餌釣りをする場合は、**使用するまき餌は必要最小限の量**とし、漁業権が設定されている区域にあつては、**漁業権者の漁場管理に協力しなければならない。**

千葉海区漁業調整委員会指示

皆さんが訪れる海は、**漁業者の大切な生活の場**です。千葉県のほとんどの沿岸域には、漁業者が漁業を営むための権利である漁業権が設定されています。この漁業権区域には、漁業者が貝や海藻の保護・育成のため、大切に管理している漁場があります。**まき餌釣りをする時には漁業権者（漁協）の漁場管理に協力してください。**

### ○ 磯遊びのルール&マナー

#### 1. 採ってはいけない魚貝類

漁業権が設定されている海では、**アワビ、サザエ、イセエビ、ハマグリ、アサリ**などを採捕することはできません。

※アワビ、ナマコについては特定水産動植物のため、**漁業権が設定されていない区域でも採捕が禁止されています。**

#### 2. 使用できる漁具・漁法

- ・釣り以外では、千葉県漁業調整規則により次のものに限られています。
  - ①たも網・すくい式さ手網
  - ②投網（船を使用してはならない）
  - ③貝・藻類の徒手採捕（ただし、漁業権の内容である水産動植物の採捕はできません）
- ・薬物（洗剤等を含む）を使用して水産動植物を採捕すると罰せられます。

#### 3. 海辺の環境美化

ゴミは持ち帰ること。また、きれいな海で楽しく遊びましょう！

千葉県 千葉海区漁業調整委員会

## (8) 市町村別・沿岸線別海岸線延長

(単位：m)

沿岸名	市町村名	延長	沿岸名	市町村名	延長	
千葉東		230,347	東京湾 (千葉県)		300,668	
	銚子市	21,951		館山市	21,284	
	旭市	16,193		南房総市	17,978	
	匝瑳市	7,841		鋸南町	12,257	
	横芝光町	5,407		富津市	47,270	
	山武市	7,970		君津市	9,754	
	九十九里町	8,196		木更津市	27,670	
	大網白里市	3,156		袖ヶ浦市	20,541	
	白子町	6,153		市原市	44,385	
	長生村	2,851		千葉市	42,322	
	一宮町	6,958		習志野市	6,390	
	いすみ市	21,715		船橋市	14,950	
	御宿町	5,418		市川市	19,341	
	勝浦市	29,369		浦安市	16,526	
	鴨川市	31,202		河口部を除いた海岸線延長		528,898
	南房総市	42,932		河口部		2,117
	館山市	13,035		千葉県純海岸線延長		531,015
		千葉県総延長(全国第25位)		531,925		
		参 考	江戸川区	3,064		
		東 京 湾	江 東 区	93,561		
			中 央 区	12,969		
			港 区	26,771		
			品 川 区	20,775		
			大 田 区	37,754		
			(東京都計)	194,894		
			川 崎 市	61,983		
			横 浜 市	142,472		
			横 須 賀 市	65,430		
			三 浦 市	11,735		
			(神奈川県計)	281,620		
		全 国 総 延 長		35,288,794		

資料：令和3年度版海岸統計